

令和8年4月1日
松が谷中学校生活指導部

体罰の根絶と生徒理解に基づく指導の徹底

八王子市立の小学校・中学校における体罰の根絶を図っていくため、八王子市教育委員会では、7月から9月、12月を体罰防止月間としました。それを受け、松が谷中学校では体罰防止の取り組みと、改めて生活指導の方針と体制についてお知らせします。

体罰防止の取り組み

- 全教員で考えた体罰防止スローガンポスターを、校舎内および職員室内に掲示し、校内スローガンのもとで指導にあたる。
- 学校生活アンケートを活用し、情報が寄せられた場合は管理職が生徒から聞き取りを行い、教職員への指導や教育委員会への報告などを行う。
- 体罰防止の研修会を行うことによって教員の意識を高める。
- 全教職員が毎月、チェックリストで日常の指導を振り返り自己点検を行う。

生活指導活動方針

- 生活指導の目的は、学校生活や社会生活を営む上での正しい価値・規範を教えることであり、社会の中で自分らしく生きることができるときのための指導・支援である。
「是は是、否は否」を基本とし、毅然とした態度で指導にあたる。その際、体罰防止を常に念頭に置きながら生徒の話を十分聞き、よく考えさせ良き方向に導いていく。
- 学年を超えて全教職員で協力しながら全生徒を見守り、全教職員の報告・連絡・相談を密にして生活指導にあたる。
- 「手をかけ、目をかけ、声をかける」ことで生徒理解を深め、きめ細かな指導を心がける。
- 保護者と連絡を密に取り合い、生徒の様子を伝え、同じ姿勢で生徒指導を行う。

生活指導体制

- 生徒理解を第一に、全教員が積極的に生徒とのコミュニケーションをはかる。
- 全教員が同じ姿勢で共通指導を行う。
- 生活指導の際には教職員の感情的な指導を防止するため、複数体制で指導にあたり体罰の防止に努める。
- 各学年や部活動内での問題も生活指導を中心に学年の枠を越えて指導にあたる。